令和6年3月市議会定例会 議案参考資料

(その1)

木 更 津 市

令和6年3月市議会定例会議案参考資料目録(その1)

議案番号	件名	頁
議案第10号	手数料条例の新旧対照表	1
議案第11号	木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例の新旧対 照表	1 3
議案第12号	木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ど も・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の新旧対照表	1 4
議案第13号	木更津市空家等対策の推進に関する条例の新旧対照表	1 6

○議案第10号 手数料条例の一部を改正する条例(第1条関係)

○ 職采労10万 一十刻代末的の 一即で以上りる末例(労1末関係)								
		新					旧	
=	F数料条例				手	数料条例		
			昭和31年3月27日	3				昭和31年3月27日
			条例第2号	<u>-</u>				条例第2号
別表第二	1 (第2条)			別	表第1	(第2条)		
	事務の種類	単位	金額			事務の種類	単位	金額
略		略	300円 (多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、必要な操作を行うことにより証明書等を交付す		略		略	300円 (多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、必要な操作を行うことにより証明書等を交付す
別表第:	2 (第 2 条)		る機能を有するものをいう。 以下同じ。)により交付する 場合にあつては、 <u>200円</u>)	足山	売 第9	(第2条)		る機能を有するものをいう。 以下同じ。)により交付する 場合にあつては、100円)
7132372	事務の種類	手数料の名称	単位及び金額	73.3	2372	事務の種類	手数料の名称	単位及び金額
略	ず切り性類	一 丁 数 付 少 石 小	中位次0 並領		略	ず功り性類	一丁妖竹り石が	— 中区次U 並領
戸籍 224号 第10 5 項 条の 本若 は同 第120 くは	法(昭和22年法律第 会の2第1項から第 まで <u>若しくは第126</u> 規定による戸籍の謄 しくは抄本の交付又 法第120条第1項、 2条の2第1項若し 第126条の規定によ 確証明書の交付		略		戸224号 5 籍は規ク籍の明法戸る第は規ク籍の明定をに全し第籍情	(昭和22年法律第 第10条第1項、 の2第1項から第 での規定による戸本若しくは抄本又 第120条第1項の 基づく磁気ディス つて調製された戸 録されている事項 話しくは一部を記 書面の交付及び同 記載した事項に係 を提供する場合に 戸籍の謄本若しく		略

	1		1 1
		は抄本又は磁気ディスク	
		をもつて調製された戸籍	
		に記録されている事項の	
		全部若しくは一部を証明	
		した書面の交付	
戸籍法第10条第1項、第戸籍関係手数料	証明事項1件につき 350円		頁1件につき 350円
10条の2第1項から第5		10条の2第1項から第5	
項まで又は第126条の規		項まで又は第126条の規	
定による戸籍に記載した		定による戸籍に記載した	
事項に関する証明書の交		事項に関する証明書の交	
付		付	
戸籍法第120条の3第2 戸籍関係手数料	戸籍電子証明書提供用識別符		
項の規定による戸籍電子	<u>号1件につき 400円</u>		
証明書提供用識別符号の			
発行(情報通信技術を活			
用した行政の推進等に関			
する法律(平成14年法律			
第151号) 第7条第1項			
の規定により同法第6条			
第1項に規定する電子情			
報処理組織を使用する方			
法(総務省令で定めるも			
のに限る。以下この表に			
おいて同じ。)により戸			
籍電子証明書提供用識別			
符号の発行を行う場合(
当該発行に係る戸籍電子			
証明書の請求が同条第1			
項の規定により同項に規			
定する電子情報処理組織			
を使用する方法により行			
われた場合に限る。)に			
おける当該発行及び戸籍			
電子証明書提供用識別符			
号の発行に係る戸籍電子			
証明書の請求を行う者が			

同時に当該戸籍電子証明	
書が証明する事項と同一	
の事項を証明する戸籍の	
謄本若しくは抄本又は戸	
籍証明書の請求を行う場合においたのでは、	
合における当該発行を除	
<u> </u>	
て準用する同法第10条第	戸籍伝第12年の2におい間
1 項若しくは第10条の2	1 項若しくは第10条の 2
第1項から第5項までの	第1項から第5項までの
規定若しくは同法第126	規定による除かれた戸籍
条の規定による除かれた	の謄本若しくは抄本又は
戸籍の謄本若しくは抄本	同法第120条第1項の規
の交付又は同法第120条	定に基づく磁気ディスク
第1項、第120条の2第	をもつて調製された除か
<u>1 項若しくは第126条の</u>	れた戸籍に記録されてい
規定による除籍証明書の	る事項の全部若しくは一
交付	部を証明した書面の交付
	及び同法第126条の規定
	により除かれた戸籍に記せた。
	載した事項に係る情報を 提供する場合における除
	歴典する場合における原 かれた戸籍の謄本若しく
	は抄本又は磁気ディスク
	をもつて調製された除か
	れた戸籍に記録されてい
	る事項の全部若しくは一
	部を証明した書面の交付
戸籍法第12条の2におい戸籍関係手数料 証明事項1件につき 450円	戸籍法第12条の2におい戸籍関係手数料 証明事項1件につき 450円
て準用する同法第10条第	て準用する同法第10条第
1 項若しくは第10条の 2	1項_第10条の2第1項
第1項から第5項まで <u>の</u>	から第5項まで又は第12
規定又は同法第126条の	6条の規定による除かれ
規定による除かれた戸籍	た戸籍に記載した事項に
に記載した事項に関する	関する証明書の交付

デロキのた は	1	ı	1		I	1 1
証明書の交付	MART					
戸籍法第120条の3第2 戸籍関係手数料	除籍電子証明書提供用識別符					
項の規定による除籍電子	<u> 号1件につき 700円</u>					
証明書提供用識別符号の						
発行(情報通信技術を活						
用した行政の推進等に関						
する法律第7条第1項の						
規定により同法第6条第						
1項に規定する電子情報						
処理組織を使用する方法						
により除籍電子証明書提						
供用識別符号の発行を行						
う場合(当該発行に係る						
除籍電子証明書の請求が						
同項の規定により同項に						
規定する電子情報処理組						
織を使用する方法により						
行われた場合に限る。)						
における当該発行及び除						
籍電子証明書提供用識別						
符号の発行に係る除籍電						
子証明書の請求を行う者						
が同時に当該除籍電子証						
明書が証明する事項と同						
一の事項を証明する除かれた。						
れた戸籍の謄本若しくは						
抄本又は除籍証明書の請						
求を行う場合における当 ************************************						
<u>該発行を除く。)</u>						<u> </u>
戸籍法第48条第1項(同略	略		戸籍法第48条第1項(同	略	略	
法第117条において準用			法第117条において準用			
する場合を含む。)の規			する場合を含む。)の規			
定による届出若しくは申			定による届出若しくは申			
請の受理の証明書の交付			請の受理の証明書の交付			
、同法第48条第2項(同			又は同法第48条第2項(
法第117条において準用			同法第117条において準			
•	. '		· '		•	

<u>する事務</u> 略

別表第3(第2条)

事務の種類	手数料の名称	単位及び金額
略		
建築基準法第87条の3第	特別興行場等使用	使用許可申請1件につき 16
7項の規定による特別興	許可申請手数料	0,000円
行場等の使用の許可の申		
請に対する審査		
建築基準法施行令(昭和	敷地と道路との関	大規模の修繕又は大規模の模
25年政令第338号)第137	係の建築物に対す	様替に係る認定申請1件につ
条の12第6項の規定によ	る制限の適用除外	<u>き 27,000円</u>
る建築物に対する制限の	に関する大規模の	
適用除外に関する大規模	修繕又は大規模の	
の修繕又は大規模の模様	模様替に係る認定	
替に係る認定の申請に対	申請手数料	
する審査		
建築基準法施行令第137	道路内における建	大規模の修繕又は大規模の模

用する場合を含む。)若 しくは第126条の規定に よる届書その他市長の受 理した書類に記載した事 項の証明書の交付			
戸籍法第48条第2項(同 法第117条において準用 する場合を含む。)の規 定による届書その他市長 の受理した書類を閲覧に 供する事務	戸籍関係手数料	書類1件につき	350円

別表第3(第2条)

事務の種類	手数料の名称	単位及び金額	
略			
建築基準法第87条の3第	特別興行場等使用	使用許可申請1件につき	16
7項の規定による特別興	許可申請手数料	0,000円	
行場等の使用の許可の申			
請に対する審査			

			•	, ,
条の12第7項の規定によ 築物に対する制限				
る建築物に対する制限のの適用除外に関す	<u>き 27,000円</u>			
適用除外に関する大規模る大規模の修繕又				
の修繕又は大規模の模様は大規模の模様替				
替に係る認定の申請に対に係る認定申請手				
する審査数料				
<u> </u>		略	•	
都市の低炭素化の促進に低炭素建築物新築	(1) 認定申請に係る低炭素	都市の低炭素化の促進に低点	炭素建築物新築 (1) 認定申請に係る低炭素
関する法律(平成24年法等計画認定申請手		関する法律(平成24年法等)		建築物新築等計画が、建築
律第84号)第53条第1項数料	物のエネルギー消費性能の	律第84号)第53条第1項数		物のエネルギー消費性能の
の規定による低炭素建築	向上等に関する法律(平成	の規定による低炭素建築		向上に関する法律(平成27
物新築等計画の認定の申	27年法律第53号)第15条第	物新築等計画の認定の申		年法律第53号) 第15条第1
請に対する審査	1項に規定する登録建築物	請に対する審査		項に規定する登録建築物工
INTERNATIONAL PROPERTY OF THE	エネルギー消費性能判定機	hu (CVI) O H Tr		ネルギー消費性能判定機関
	関(以下この表において「			(以下この表において「登
	登録建築物エネルギー消費			録建築物エネルギー消費性
	性能判定機関」という。)			能判定機関」という。)又
	又は登録住宅性能評価機関			は登録住宅性能評価機関に
	により、都市の低炭素化の			より、都市の低炭素化の促
	促進に関する法律第54条第			進に関する法律第54条第1
	1項各号に掲げる基準に適			項各号に掲げる基準に適合
	合していると認められたも			していると認められたもの
	のである場合 認定申請1			である場合 認定申請1件
	か にのる場合 応足中間			につき
	ア〜エ略			ア〜エ略
	(2) (1)以外の場合 認定			2) (1)以外の場合 認定
	申請1件につき			申請1件につき
	ア・イ略			ア・イ略
	ウ非住宅建築物の床面積			ウ非住宅建築物・床面積
	を合計した面積の区分に			を合計した面積の区分に
	応じ、次に掲げる額			<u>たじ、次に掲げる額</u>
	(ア) 建築物エネルギー			<u> </u>
	消費性能基準等を定め			消費性能基準等を定め
	る省令第10条第1号イ			る省令第10条第2号イ
	<u> </u>			<u> </u>
	る基準に適合するもの			る基準に適合するもの

	床面積を合計した面		床面積を合計した面
	積の区分に応じ、次に		積の区分に応じ、次に
	掲げる額		<u>掲げる額</u>
	a~g 略		a~g 略
	(イ) 略		(イ) 略
	工略		工略
略		略	
建築物のエネルギー消費略	略	建築物のエネルギー消費略	略
性能の向上等に関する法		性能の向上に関する法律	
律第12条第1項又は第13		第12条第1項又は第13条	
条第2項の規定による建		第2項の規定による建築	
築物エネルギー消費性能		物エネルギー消費性能適	
適合性判定		合性判定	
建築物のエネルギー消費建築物エネ	ルギー建築物のエネルギー消費性能	建築物のエネルギー消費 建築物エネルギー	建築物のエネルギー消費性能
性能の向上等に関する法消費性能適	i合性判の向上等に関する法律第12条	性能の向上に関する法律消費性能適合性判	の向上に関する法律第12条第
律第12条第2項又は第13定変更手数	(料 第1項又は第13条第2項の規	第12条第2項又は第13条 定変更手数料	1項又は第13条第2項の規定
条第3項の規定による建	定による建築物エネルギー消	第3項の規定による建築	による建築物エネルギー消費
築物エネルギー消費性能	費性能適合性判定の項単位及	物エネルギー消費性能確	性能適合性判定の項単位及び
確保計画の変更に係る建	び金額の欄に掲げる区分に応	保計画の変更に係る建築	金額の欄に掲げる区分に応じ
築物エネルギー消費性能	じ、それぞれ同欄に定める額	物エネルギー消費性能適	、それぞれ同欄に定める額に
適合性判定	に2分の1を乗じて得た額	合性判定	2分の1を乗じて得た額
建築物のエネルギー消費建築物エネ	ルギー建築物のエネルギー消費性能	建築物のエネルギー消費 建築物エネルギー	建築物のエネルギー消費性能
性能の向上等に関する法消費性能確	保計画の向上等に関する法律第12条	性能の向上に関する法律消費性能確保計画	の向上に関する法律第12条第
律施行規則(平成28年国証明書交付	申請手第1項又は第13条第2項の規	施行規則(平成28年国土 証明書交付申請手	1項又は第13条第2項の規定
土交通省令第5号)第11数料	定による建築物エネルギー消	交通省令第5号)第11条数料	による建築物エネルギー消費
条の規定による軽微な変	費性能適合性判定の項単位及	の規定による軽微な変更	性能適合性判定の項単位及び
更に該当していることを	び金額の欄に掲げる区分に応	に該当していることを証	金額の欄に掲げる区分に応じ
証する書面の交付	じ、それぞれ同欄に定める額	する書面の交付	、それぞれ同欄に定める額に
	に2分の1を乗じて得た額		2分の1を乗じて得た額
建築物のエネルギー消費建築物エネ	ルギー(1)~(3) 略	建築物のエネルギー消費 建築物エネルギー	(1)~(3) 略
性能の向上等に関する法消費性能向]上計画(4) 建築物エネルギー消費	性能の向上に関する法律消費性能向上計画	i (4) 建築物エネルギー消費
律第34条第1項の規定に認定申請手	数料 性能向上計画に、建築物の	第34条第1項の規定によ認定申請手数料	性能向上計画に、建築物の
よる建築物エネルギー消	エネルギー消費性能の向上	る建築物エネルギー消費	エネルギー消費性能の向上
費性能向上計画の認定の	等に関する法律第34条第3	性能向上計画の認定の申	に関する法律第34条第3項
申請に対する審査	項各号に掲げる事項が記載	請に対する審査	各号に掲げる事項が記載さ
	されている場合 建築物工		れている場合 建築物エネ
1		1	

	ネルギー消費性能向上計画				ルギー消費性能向上計画に
	に係る申請建築物及び他の				係る申請建築物及び他の建
	建築物について、一の建築				築物について、一の建築物
	物ごとに(1)から(3)まで				ごとに(1)から(3)までに
	により算定した額を合計し				より算定した額を合計した
	た額				額
建築物のエネルギー消費建築物エネルギー	(1) 建築物エネルギー消費		建築物のエネルギー消費	建築物エネルギー	(1) 建築物エネルギー消費
性能の向上等に関する法消費性能向上計画			性能の向上に関する法律		性能向上計画に、建築物の
律第36条第1項の規定に変更認定申請手数			第36条第1項の規定によ		エネルギー消費性能の向上
よる建築物エネルギー消料	等に関する法律第34条第3		る建築物エネルギー消費		に関する法律第34条第3項
費性能向上計画の変更の	項各号に掲げる事項が記載		性能向上計画の変更の認		各号に掲げる事項が記載さ
認定の申請に対する審査	されている場合 変更後の		定の申請に対する審査		れている場合変更後の建
	建築物エネルギー消費性能				築物エネルギー消費性能向
	向上計画に係る申請建築物				上計画に係る申請建築物及
	及び他の建築物について、				び他の建築物について、一
	一の建築物ごとに次のア又				の建築物ごとに次のア又は
	はイにより算定した額を合				イにより算定した額を合計
	計した額				した額
	ア 認定建築物エネルギー				ア 認定建築物エネルギー
	消費性能向上計画に係る				消費性能向上計画に係る
	申請建築物及び他の建築				申請建築物及び他の建築
	物のうち、エネルギー消				物のうち、エネルギー消
	費性能に係る部分に変更				費性能に係る部分に変更
	のあるもの 建築物のエ				のあるもの 建築物のエ
	ネルギー消費性能の向上				ネルギー消費性能の向上
	等に関する法律第34条第				に関する法律第34条第1
	1項の規定による建築物				項の規定による建築物工
	エネルギー消費性能向上				ネルギー消費性能向上計
	計画の認定の申請に対す				画の認定の申請に対する
	る審査の項単位及び金額				審査の項単位及び金額の
	の欄に掲げる区分に応じ				欄に掲げる区分に応じ、
	、それぞれ同欄に定める				それぞれ同欄に定める額
	額に2分の1を乗じて得				に2分の1を乗じて得た
	た額				額
	イ 認定建築物エネルギー				イ 認定建築物エネルギー
	消費性能向上計画に記載				消費性能向上計画に記載
1	10月11161円11円間(500駅	I	I		10月14년[미노미백(C만戦

	されていない建築物 建築物のエネルギー消費性
	<u>楽物のエネルギー信責性</u> 能の向上等に関する法律
	第34条第1項の規定によ
	る建築物エネルギー消費
	性能向上計画の認定の申
	請に対する審査の項単位
	及び金額の欄に掲げる区
	分に応じ、それぞれ同欄
	に定める額
	(2) (1)以外の場合 変更
	認定申請1件につき、建築
	物のエネルギー消費性能の
	向上等に関する法律第34条
	第1項の規定による建築物
	エネルギー消費性能向上計
	画の認定の申請に対する審
	査の項単位及び金額の欄に
	掲げる区分に応じ、それぞ
	れ同欄に定める額に2分の
	1を乗じて得た額
建築物のエネルギー消費	略略
性能の向上等に関する法	
<u>律</u> 第41条第1項の規定に	
よる建築物のエネルギー	
消費性能に係る認定の申	
請に対する審査	
略	

備考 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)による申出があつた場合の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料若しくは長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)による申出があつた場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料若しくは低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額、又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項(同法第36条第2項に

		建性第34年間では、 変物の自上に関する法律のの方面とのでは、 変物の自上ででは、 変物の自上ででは、 変物の自力では、 変をできますが、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では
建築物のエネルギー消費 性能の向上に関する法律 第41条第1項の規定によ る建築物のエネルギー消	略	略
費性能に係る認定の申請 に対する審査		
略 備孝 長期優自仕宅の並	及の促進に関する※	

備考 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)による申出があつた場合の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料若しくは長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)による申出があつた場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料若しくは低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額、又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項(同法第36条第2項にお

おいて準用する場合を含む。)による申出があつた場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料若しくは建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、それぞれの単位及び金額の欄に定める額に、建築基準法第18条第2項に規定する建築物に関する計画通知に対する審査の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額を加算した額とする。

別表第4(第2条)

事務の種類	手数料の名称	単位及び金額		
略				
2 消防法第11条第1項	略	略		
前段の規定による危険	(2) 危険物貯蔵	ア〜エ 略		
物の製造所、貯蔵所又	所の設置の許可	オ 浮き屋根式特定屋外タン		
は取扱所の設置の許可	申請手数料	ク貯蔵所及び浮き蓋付特定		
の申請に対する審査		屋外タンク貯蔵所		
		危険物の貯蔵最大数量が		
		(ア) 1,000キロリットル以		
		上5,000キロリットル未満		
		1,450,000円		
		(イ) 5,000キロリットル以		
		上10,000キロリットル未		
		満 1,720,000円		
		(ウ) 10,000キロリットル		
		以上50,000キロリットル		
		未満 <u>1,920,000円</u>		
		(エ) 50,000キロリットル		
		以上100,000キロリットル		
		未満 <u>2,360,000円</u>		
		(オ) 100,000キロリットル		
		以上200,000キロリットル		
		未満 <u>2,740,000円</u>		
		(カ) 200,000キロリットル		
		以上300,000キロリットル		
		未満 <u>5,640,000円</u>		
		(キ) 300,000キロリットル		

いて準用する場合を含む。)による申出があつた場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料若しくは建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、それぞれの単位及び金額の欄に定める額に、建築基準法第18条第2項に規定する建築物に関する計画通知に対する審査の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額を加算した額とする。

別表第4 (第2条)

X 31 1 (31 2 7K)		T
事務の種類	手数料の名称	単位及び金額
 格		
2 消防法第11条第1項	略	略
前段の規定による危険	(2) 危険物貯蔵	ア〜エ 略
物の製造所、貯蔵所又	所の設置の許可	オ 浮き屋根式特定屋外タン
は取扱所の設置の許可	申請手数料	ク貯蔵所及び浮き蓋付特定
の申請に対する審査		屋外タンク貯蔵所
		危険物の貯蔵最大数量が
		(ア) 1,000キロリットル以
		上5,000キロリットル未満
		1, 180, 000円
		(イ) 5,000キロリットルじ
		上10,000キロリットル未
		満 <u>1,410,000円</u>
		(ウ) 10,000キロリットル
		以上50,000キロリットル
		未満 <u>1,590,000円</u>
		(エ) 50,000キロリットル
		以上100,000キロリット/
		未満 <u>1,950,000円</u>
		(オ) 100,000キロリット/
		以上200,000キロリット/
		未満 <u>2,270,000円</u>
		(カ) 200,000キロリット/
		以上300,000キロリット/
		未満 <u>4,550,000円</u>
		(キ) 300,000キロリットル

	未満 <u>7,240,000円</u> (ク) 400,000キロリットル		未満 <u>5,820,000円</u> (ク) 400,000キロリッ
	以上 <u>8,790,000円</u>		以上 <u>7,070,000円</u>
	カ〜シ 略		カ~シ 略
略	略	略	略

○議案第10号 手数料条例の一部を改正する条例(第2条関係)

	新				旧	
手数料条例				手数料条例		
		昭和31年3月27	7日			昭和31年3月27日
		条例第2	号			条例第2号
表第2(第2条)			別	表第2(第2条)		
事務の種類	手数料の名称	単位及び金額		事務の種類	手数料の名称	単位及び金額
略				略		
戸籍法(昭和22年法律第	戸籍関係手数料	1 通につき 450円 (多機能		戸籍法(昭和22年法律第	戸籍関係手数料	1 通につき 450円 (多機能
224号)第10条第1項、		端末機により交付する場合に		224号)第10条第1項、		端末機により交付する場合に
第10条の2第1項から第		あつては、 <u>300円</u>)		第10条の2第1項から第		あつては、 <u>200円</u>)
5項まで若しくは第126				5項まで若しくは第126		
条の規定による戸籍の謄				条の規定による戸籍の謄		
本若しくは抄本の交付又				本若しくは抄本の交付又		
は同法第120条第1項、				は同法第120条第1項、		
第120条の2第1項若し				第120条の2第1項若し		
くは第126条の規定によ				くは第126条の規定によ		
る戸籍証明書の交付				る戸籍証明書の交付		
略			1	略		

○議案第11号 木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

	新			旧				
	木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例			木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例				
	平成30年3月14日				平成30年3月14日			
	条例第2号						条例第2号	
	(利用料金)				(利用料金)			
第	12条 略			第	月12条 略			
2	略			2	2 略			
3		第1及び別表第2に定める9	金額の範囲内において、	3	利用料金の額は、別表に	こ定める金額の範囲内におり	いて、あらかじめ市長の	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				承認を得て、指定管理者が	が定めるものとする。		
4			· -	4				
	表第1(第12条第3項)			別	月表(第12条第3項)			
	利用区分	単位	利用料金		利用区分	単位	利用料金	
	略				略			
					備考			
	1~5 略				1~5 略			
別	表第2 (第12条第3項)				1 0 44			
	利用区分	<u>単位</u>	利用料金					
	多目的ホール用グランド ピアノ	1回当たり	3,000円					
	備考1利用料金には、調律2調律は、利用者の負							

○議案第12号 木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例

新

木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども ・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例

> 平成26年9月27日 条例第17号

(掲示等)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、 運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定 教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項(次項において「重要 事項」という。)を掲示しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆 送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ 自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。

)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(電磁的記録等)

第62条 略

|2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出に|2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出に ついては、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書 面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給 付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者(以下この条において「教育・ 保育給付認定保護者等」という。)の承諾を得て、当該書面等に記載すべき 事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特 定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等 の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をい う。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を 利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」 という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育 ・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 略

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製

旧

木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども ・子育で支援施設等の運営に関する基準を定める条例

> 平成26年9月27日 条例第17号

(掲示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、 運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定 教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければなら ない。

(電磁的記録等)

第62条 略

ついては、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書 面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給 付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者(以下この条において「教育・ 保育給付認定保護者等」という。)の承諾を得て、当該書面等に記載すべき 事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特 定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等 の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をい う。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を 利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」 という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育 ・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 略

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により

するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法	一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
$3\sim6$ 略	3~6 略

○議案第13号 木更津市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

2 略

新	旧
木更津市空家等対策の推進に関する条例	木更津市空家等対策の推進に関する条例
平成29年3月23日	平成29年3月23日
条例第3号	条例第3号
(協議会)	(協議会)
第5条 市は、法第8条第1項の規定により木更津市空家等対策協議会(以下	第5条 市は、法 <u>第7条第1項</u> の規定により木更津市空家等対策協議会(以下
「協議会」という。)を置く。	「協議会」という。)を置く。
2 協議会は、法第8条第1項に定めるもののほか、次に掲げる事項に関し協	2 協議会は、法 <u>第7条第1項</u> に定めるもののほか、次に掲げる事項に関し協
議する。ただし、第3号に掲げる事項については、市長が緊急を要すると認	議する。ただし、第3号に掲げる事項については、市長が緊急を要すると認
めて代行するときは、この限りでない。この場合において、市長は、当該代	めて代行するときは、この限りでない。この場合において、市長は、当該代
行をした後、協議会へ報告するものとする。	行をした後、協議会へ報告するものとする。
$(1)\sim(4)$ 略	(1)~(4) 略
3~5 略	3~5 略
(指導等に係る措置の代行)	(指導等に係る措置の代行)
第7条 市長は、法 <u>第22条第1項</u> の規定による助言若しくは指導又は同条第2	第7条 市長は、法 <u>第14条第1項</u> の規定による助言若しくは指導又は同条第2
項の規定による勧告(以下「指導等」という。)を受けた所有者等から、指	項の規定による勧告(以下「指導等」という。)を受けた所有者等から、指
導等に係る措置を所有者等が自ら履行することができない旨の申出があった	
場合であって、その理由が正当であり当該措置を講ずる必要があると認める	場合であって、その理由が正当であり当該措置を講ずる必要があると認める
ときは、規則で定めるところにより、必要な限度において当該措置を代行す	ときは、規則で定めるところにより、必要な限度において当該措置を代行す
ることができる。	ることができる。
2 略	2 略
(公表)	(公表)
第8条 市長は、法第22条第2項の規定による勧告を受けた所有者等が正当な	第8条 市長は、法 <u>第14条第2項</u> の規定による勧告を受けた所有者等が正当な
理由なく当該勧告に従わないときは、次に掲げる事項を規則で定める方法に	理由なく当該勧告に従わないときは、次に掲げる事項を規則で定める方法に
より公表することができる。	より公表することができる。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略

2 略